

評釈対象の裁定	主な論点	担当
JP2005-0001 [WALMART.JP]	(1) 登録者の答弁書不提出の場合の処理 (2) 登録者によるドメイン名の不使用（第3要件）	[非公開]
JP2006-0006 [RABITON.CO.JP]		[非公開]
JP2006-0007 [DOWANGO.JP]	(1) 裁定の利益について（裁定予定日の1週間前に登録破棄申請を行った旨の連絡） (2) 登録者の答弁書不提出 (3) 申立人に対して直接買い取りをもちかけてきたのは、登録者ではなく CRCM 社であること（第3要件との関係）	[非公開]
JP2006-0008 [CYBERLINK.JP] JP2011-0012 [MOBAGE.JP] JP2013-0009 [PINTEREST.CO.JP]	(1) ドメイン名の不使用（passive holding）と「不正の目的」 (2) 各事件における「不正の目的」の認定について	[非公開]
JP2007-0008 [FIREFOX.JP] JP2012-0015 [FROSCH.JP]	(1) 「権利又は正当な利益の欠如」要件（①事件において第三要件である不正の目的に関する事項を検討） (2) 「不正の目的での登録又は使用」要件（知れ渡った商標の文字列をその旨知りつつ登録した場合でも不正な目的が認められないのか） (3) 商標とドメイン名の類似性についてどのように判断するか	[非公開]
JP2009-0001 [JUICEPLUS.CO.JP] JP2009-0002 [NSA-JAPAN.CO.JP] JP2014-0004 [LPKF.JP, LPKF.CO.JP]		[非公開]
JP2009-0009 [TOSHIBADIRECT.JP, TOSHIBASDIRECT.JP, TOSHIBASDIRECTS.JP, TOSHIBADIRECTS.JP]	(1) 紛争処理方針第4条 a(i)の認定について（Direct は名詞ではないので、複数形の S との認定は正確性を欠く） (2) 紛争処理方針第4条 a(ii)の認定について（2007年改訂前の文言に基づき認定） (3) 紛争処理方針第4条 a(iii)の認定について	[非公開]

<p>JP2011-0003 [IKEA-STORE.JP] JP2013-0005 [IKEASELECT.CO.JP]</p>	<p>(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性（処理方針第4条 a(i)） (2) 登録者の本件ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益の存否（処理方針第4条 a(ii)） (3) 不正の目的での登録及び使用（処理方針第4条 a(iii)） (4) 出訴後の経緯</p>	<p>[非公開]</p>
<p>JP2011-0007 [ROYALFUR.JP]</p>	<p>(1) 紛争処理方針第4条 a(i)の認定について (2) 紛争処理方針第4条 a(ii)の認定について（第4条 a(ii)の認定の理由のひとつに、第4条 a(iii)の要素である「登録者に不正の目的があったと認めることができない」を掲げる点） (3) 紛争処理方針第4条 a(iii)の認定について</p>	<p>[非公開]</p>
<p>JP2011-0011 [CITIBANK.JP]</p>	<p>(1) 紛争処理方針4条 a (i) ～ (iii) 該当性について (2) 裁判所への出訴（紛争処理方針4条 k.）と確認の利益</p>	<p>[非公開]</p>
<p>JP2012-0002 [MOBAGE.CO.JP]</p>	<p>(1) 登録者の権利又は正当な利益の不存在（紛争処理方針第4条 a (ii)）と不正の目的での登録又は使用（紛争処理方針第4条 a (iii)）の関係 (2) 紛争処理方針4条 c.について</p>	<p>[非公開]</p>
<p>JP2012-0003 [HANKYU-JUTAKU.JP]</p>	<p>(1) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける「登録者」は誰か。 (2) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける被申立人の行動規範 (3) 情報公開代行サービスが利用されたケースにおける裁定パネルの行動規範（第3要件の充足性） (4) UDRP での取り扱い</p>	<p>[非公開]</p>
<p>JP2012-0010 [J-MPA.JP]</p>	<p>(1) 第1要件（申立人が貸与の前提条件に違反したこと、さらに、新たなドメイン名でホームページを立ち上げなかつ</p>	<p>[非公開]</p>

	<p>たことに起因する誤認混同であること等を認定)</p> <p>(2) 第2要件（登録者ではなく、申立人が権利又は正当な利益を有しているか否かを判断)</p> <p>(3) 第3要件（本件紛争の実態は組織内部の内紛という様相)</p>	
JP2012-0014 [TAOBAO.JP]	<p>(1) 第三要件を充足する場合につき定めた紛争処理方針第4条bのうち、(iv)の場合に関して、本件事案との関係で細かな当てはめ</p> <p>(2) 第二要件と第三要件の役割の差異</p> <p>(3) 第三要件に関する JP-DRP と UDRP の違い</p> <p>(4) パネルが独自に調査した事実を判断の基礎とした点</p>	[非公開]
JP2014-0002 [MYSOFTBANK.JP]	<p>(1) 処理方針第4条 a(i)</p> <p>(2) 処理方針第4条 a(ii)、パーキングサイトについて（WIPO Overview 2.0. para. 2.6、 WIPO Overview 3.0. para. 2.9 を引用)</p> <p>(3) 処理方針第4条 a(iii)</p>	[非公開]
JP2015-0004 [COSMOPOLITAN.JP]	<p>(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性</p> <p>(2) 権利または正当な利益（「COSMOPOLITAN」が普通名詞であること)</p> <p>(3) 不正の目的での登録又は使用</p> <p>(4) 株式会社ハースト婦人画報社が申立人の代理人となっている点</p>	[非公開]
JP2016-0001 [WYNN.CO.JP]	<p>(1) 権利又は正当な利益（「登録者の店舗の周知性が申立人との関係で正当な利益の有無を左右するものではない」と言い切っている点)</p> <p>(2) 不正の目的</p> <p>(3) 関連訴訟（登録者から申立人に対し、</p>	[非公開]

	ドメイン名の使用差止め請求権を有しないことの確認の訴えが提起)	
JP2017-0001 [別れさせ屋.JP] JP2017-0005 [別れさせ屋.JP]	(1) 複数の商標権者が存在する場合の移転拒否・取消しのみの認容 (2) ミニマルアプローチとの関係 (3) 実務上の弊害 (4) ドメイン名に利益を有すると思われる他の商標権者の保護	[非公開]